



中津市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年3月26日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
中津地区地域婦人団体連合会 外3団体	左記の財政援助団体が令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和6年2月14日～ 令和6年3月26日
中津市人権教育研究協議会		

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 千木良 孝之

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和6年4月2日（火）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【中津地区地域婦人団体連合会外3団体】

(1)補助金等名 中津市婦人活動支援事業補助金

(2)所管部局・課 社会教育課

(3)財政援助の目的

中津市内の婦人活動団体に対し、男女共同参画社会を目指し、心の通い合う温もりのある地域づくりの活動に要する経費を市が補助することにより、地域社会に貢献できる女性の育成に資することを目的とする。

(4)事業の概要

I. 中津地区地域婦人団体連合会

事業費 780,160 円 財政援助額 204,000 円

補助金を財源の一部として、給食袋製作活動を行い地域の小学校に贈呈を行った。また、九州婦人大会や人権を守る市民の集い、大分教育の日などの参加や、各事業や企画開催をし、地域との連携やコミュニティーの拡大を行った。

II. 本耶馬溪町地域婦人会

事業費 178,014 円 財政援助額 119,686 円

補助金を財源の一部として、こどもの日プレゼント作りやゴキブリ団子作り等の企画を実施し、地位との連携コミュニティーの形成を行った。また、本耶馬溪通学合宿の支援も行い、本耶馬溪地区の振興に寄与した。

III. 耶馬溪町地域婦人団体連合会

事業費 468,747 円 財政援助額 295,858 円

補助金を財源の一部として、料理講習会や家庭での花いっぱい運動などの環境づくりを行った。また、九州婦人大会や人権を守る市民の集い、大分教育の日などの参加や、各事業や企画開催をし、地域との連携やコミュニティーの拡大を行った。

IV. 山国町地域婦人団体連合会

事業費 778,864 円 財政援助額 269,000 円

補助金を財源の一部として、里カフェや農産物加工を行った。三郷小学校には新入生へプレゼントを贈呈、また、九州婦人大会や人権を守る市民の集い、大分教育の日などの参加や、各事業や企画開催をし、地域との連携やコミュニティーの拡大を行った。

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- ① 旅費(宿泊料)については、中津市補助金事務ガイドラインでは、補助対象額は総務課人事係発行の「旅費の手引」に準じる経費に限るとされているが、団体に対し宿泊料の十分な説明を行っておらず、本来、補助対象ではない経費を補助対象としていた。

また、旅費(車賃)についても、団体に対し車賃の十分な説明を行っておらず、算出根拠が明確にされていない経費を補助対象としていた。

団体に対する事業説明資料がなく、口頭のみによる事業説明を行っているが、具体的な支給要件を記載した事業説明資料や旅費支給一覧表等の様式を早急に作成し、補助金事務ガイドライン等に沿った十分な支給要件等の説明及び適切な履行確認を行われたい。

- ② 耶馬溪地区の「一人暮らし見守り活動」の高齢者等へのプレゼント代について、財政課行政経営改革係への事前協議を行わず、物品の配布を研修費として補助対象経費としていた。

補助金交付要綱や補助金事務ガイドラインに定められていない経費については、必ず行政経営改革係への事前協議を行い、適切な補助金執件事務を行われたい。

【中津市人権教育研究協議会】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。